

町長の 今日



1月13日、成人式で新成人に対し、祝辞を述べる
住永町長

12月16日から1月15日までの

主な動き

12月

- 16日：第37回上益城郡町対抗駅伝大会
- 19日：社会福祉協議会理事会・評議員会
予算査定
- 20日：予算査定
民生委員児童委員協議会例会
- 21日：高遊原分屯地年末行事
高遊原南消防組合事務連絡会議
- 23日：黒潮市場益城店歳末チャリティー餅つき大会
- 25日：予算査定
グランメッセ熊本評議会
- 26日：予算査定
再春館製菓所イルミネーション益金贈呈式
町消防団年末警戒巡視
- 27日：予算査定
町消防団年末警戒巡視
- 28日：予算査定
100歳表彰
三行詩(楽しい子育てキャンペーン)作品表彰
仕事納め式

1月

- 4日：仕事始め式
昇給辞令交付・事務連絡会議
教育委員辞令交付
社会福祉協議会辞令交付
教育長就任式
クリーンセンター辞令交付
- 6日：新春歌謡祭
- 7日：高遊原南消防署管理者点検
予算査定
益城町少年サッカー教室
熊日・RKK新春交礼会
- 10日：高遊原分屯地成人式・賀詞交歓会
部落解放同盟熊本県連合会「新春旗びらき」
- 11日：県町村会トップセミナー
- 13日：成人式
商工会女性部・青年部新年例会
- 15日：予算査定
五輪会総会

●相談事例
頼んだ覚えがない健康食品を数日後に送るとの電話があり、頼んでいないことを伝えても「注文を受けている。払ってもらわないと困る」と強引に契約が成立していると主張し、代引配達で代金を支払わせる手口のようなのです。

聞いたこともない業者から電話があり「2か月前に注文いただいた健康食品を明日、代引配達で送付します」と言われた。そのような健康食品を注文した覚えがなかったので、注文していない旨を伝えると「注文を受けたとの記載がある。解約はできないので受け取ってもらわないと困る」と言い、契約が成立しているとの主張を繰り返すばかりだった。以前に別の業者の健康食品を頼んだことはあるが、この業者

かしこい消費者

「健康食品送りつけ電話」の相談が寄せられています

熊本県消費生活センター ☎383-0999
役場住民生活課 消費生活相談窓口 ☎286-3111 内線111・112
消費者地域相談員 遠山美智子 ☎286-4125 大塚慶子 ☎286-4792
富田セツコ ☎286-6525 吉村静代 ☎286-5914

には注文したことはない。代引配達で送付された場合、受け取る必要はあるのか。
(60代 男性)
中には家族が注文したと思い、代金を払って代引配達で商品を受け取ったとの相談も寄せられています。いずれの相談も注文した覚えがない



- 健康食品を代引配達で送りつけ、お金を支払わせる手口のようなのです。
- 消費者へのアドバイス
代引配達で届くと電話があった場合は、注文していないことを主張する。家族が注文した商品かどうか確認。誰も注文していない商品であれば、配達時に受け取り拒否を行い、絶対に代金を支払わない。その際に事業者の情報(住所・連絡先など)をメモしておく。
- 健康食品に限らずさまざまな商品を送りつけてくるケースも考えられるので、日ごろから家族内で情報交換をしておく。
- 一度支払った代金を取り戻すことは非常に困難なので、安易にお金を支払わない。